

第2期茂原市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

概要版



令和2年 3月
茂原市



計画の概要

❀ 計画の背景 ❀

近年は核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、平成24年に、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「茂原市子ども・子育て支援事業計画(以下「第1期計画」という。)」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかし、全国的に少子化が進行するなか、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本市では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

❀ 計画の位置づけ ❀

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

また、第1期計画から引き続き、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるものとします。

なお、本計画は、「茂原市総合計画」を上位計画とし、他の関連する計画等を踏まえ、本市における子ども・子育てを支援する方向性や目標及び具体的な施策・事業を示すものとします。





計画の基本的な考え方

❀ 基本理念 ❀

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画の基本理念を継承します。

未来に輝く子どもたち

みんなで育てるまち もばら



子どもは社会の希望であり、未来の力でもあります。子どもたちの健やかな成長のためには、子どもの幸せを社会全体で支え合うことを前提とした環境づくりが必要です。

そのためには、子育ての当事者である親や、事業者のみならず、すべての市民が「茂原で子どもを育てる」という意識の啓発も重要であると言えます。

本市の未来を担う子どもたち一人一人が生き生きと輝くことができるよう、地域が一体となった「みんなで育てる」まちを目指し、本計画を推進していきます。

❀ 基本方針 ❀

計画年間における子どもの人口は減少が見込まれ、各施設において少人数化への対応が課題としてあげられます。子どもの健やかな成長・豊かな人間性を培うために、集団の中で様々な子どもと接していくことができる環境を整備するため、教育・保育提供区域を全市一区域として設定し、教育・保育の質の維持に努めていきます。

年齢	平成31年(実績値)	令和2年(初年度)	令和6年(最終年度)
0～2歳	1,511人	1,455人	1,285人
3～5歳	1,754人	1,665人	1,401人
6～11歳	3,963人	3,900人	3,466人
合計	7,228人	7,020人	6,152人

✿ 保育所・幼稚園などの設置状況 ✿



✿ 公立幼稚園

- ✿ 1 豊岡幼稚園
- ✿ 2 新茂原幼稚園
- ✿ 3 五郷幼稚園

✿ 私立幼稚園

- ✿ 1 もばら幼稚園
- ✿ 2 茂原聖マリア幼稚園
- ✿ 3 エンゼル幼稚園
- ✿ 4 ふたば幼稚園

✿ 公立保育所

- ✿ 1 本納保育所
- ✿ 2 二宮保育所
- ✿ 3 豊田保育所
- ✿ 4 東郷保育所
- ✿ 5 朝日の森保育所
- ✿ 6 町保保育所
- ✿ 7 五郷保育所
- ✿ 8 中の島保育所
- ✿ 9 鶴枝保育所

✿ 私立保育所園

- ✿ 1 東茂原保育園

✿ 認定こども園

- ✿ 1 認定こども園アップル幼稚園
- ✿ 2 高師保育園

✿ 地域型保育事業

- ✿ 1 小規模保育事業はぐくみ





子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付費と、小規模保育事業等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」(平成28年に創設)により構成されます。

この制度のもと、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組みます。

子ども・子育て支援新制度の全体像





教育・保育施設の見込量と確保方策

✿ 幼稚園・認定こども園(1号認定・3～5歳) ✿

	実績	見込				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳推計人口(人)①	1,754	1,665	1,648	1,520	1,463	1,401
見込量(人)②	700	631	592	515	467	419
1号認定(人)	-	467	438	381	346	310
2号認定(人)	-	164	154	134	121	109
確保方策(人)③	1,130	1,090	960	950	950	950
差異(③-②)	430	459	368	435	483	531
利用率(②/①)	39.9%	37.9%	35.9%	33.9%	31.9%	29.9%

※ 1号認定こども: 3～5歳・保育の必要性なし、2号認定こども: 3～5歳・保育の必要性あり

- ✿ 令和2年度から私立幼稚園1園が子ども・子育て支援新制度に移行することを見込んでいます。
- ✿ 令和2年度から3年度にかけて公立幼稚園1園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。
- ✿ 令和3年度から4年度にかけて公立幼稚園1園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。

✿ 保育所・認定こども園など(2号認定・3～5歳) ✿

	実績	見込				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳推計人口(人)①	1,754	1,665	1,648	1,520	1,463	1,401
見込量(人)②	910	887	900	850	837	820
確保方策(人)③	1,121	1,121	1,025	1,050	1,050	1,050
差異(③-②)	211	234	125	200	213	230
利用率(②/①)	51.9%	53.3%	54.6%	55.9%	57.2%	58.5%

- ✿ 令和2年度から3年度にかけて公立保育所2園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。
- ✿ 令和3年度から4年度にかけて公立保育所1園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。

✿ 保育所・認定こども園など(3号認定・0歳) ✿

	実績	見込				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳推計人口(人)①	472	464	452	440	424	415
見込量(人)②	55	58	61	63	65	67
確保方策(人)③	63	63	64	70	70	70
差異(③-②)	8	5	3	7	5	3
利用率(②/①)	11.7%	12.6%	13.5%	14.4%	15.3%	16.2%

✿ 保育所・認定こども園など(3号認定・1・2歳) ✿

	実績	見込				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1・2歳推計人口(人)①	1,039	991	942	922	898	870
見込量(人)②	428	426	422	430	435	437
確保方策(人)③	451	451	422	438	438	438
差異(③-②)	23	25	0	8	3	1
利用率(②/①)	41.2%	43.0%	44.8%	46.6%	48.4%	50.2%

※ 3号認定こども：0～2歳・保育の必要性あり

- ✿ 令和2年度から3年度にかけて公立保育所2園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。
- ✿ 令和3年度から4年度にかけて公立保育所1園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。また、地域型保育事業が1か所認可されることを見込んでいます。





地域子ども・子育て支援事業の確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

事業名	事業内容	確保方策						
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	<p>子育て支援サービスの利用についての相談は、子育て支援課や保健センター窓口で受けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2か所</td> <td>2か所</td> <td>2か所</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	2か所	2か所	2か所
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度						
2か所	2か所	2か所						
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	<p>現在、市内3か所で実施しています。 令和3年度と令和4年度に認定こども園の開園による実施か所の増加を見込んでいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3か所</td> <td>3か所</td> <td>5か所</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	3か所	3か所	5か所
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度						
3か所	3か所	5か所						
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	<p>妊婦が安心して安全な出産を迎えることができるよう、関係機関(産婦人科医院等)との連携を図りながら実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,822人</td> <td>6,496人</td> <td>5,810人</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	5,822人	6,496人	5,810人
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度						
5,822人	6,496人	5,810人						
乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	<p>保健師・看護師・保育士が訪問しており、保護者の産後の不安を和らげる子育て相談ができるよう、訪問連絡を積極的に実施しながら、乳児のいる全家庭を訪問できるよう実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>452人</td> <td>464人</td> <td>415人</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	452人	464人	415人
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度						
452人	464人	415人						
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	<p>必要に応じて、保健師・看護師・保育士等が居宅を訪問し、必要な支援を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20件</td> <td>22件</td> <td>30件</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	20件	22件	30件
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度						
20件	22件	30件						

事業名	事業内容	確保方策												
子育て短期 支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	事業は未実施となっておりますが、今後の実施の可能性を含め、事業者に対して事業内容の啓発周知を実施します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>検討</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	検討	検討	検討						
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度												
検討	検討	検討												
(子育て援助活動支援事業) ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	今後も事業の周知・啓発を行い、会員の確保に努めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 か所</td> <td>1 か所</td> <td>1 か所</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	1 か所	1 か所	1 か所						
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度												
1 か所	1 か所	1 か所												
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	①幼稚園型 令和3年度と令和4年度に認定こども園の開園による実施か所の増加を見込んでいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 か所</td> <td>5 か所</td> <td>7 か所</td> </tr> </tbody> </table> ②幼稚園型を除く 令和4年度に公立保育所1園で新たに実施されることを見込んでいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 か所</td> <td>5 か所</td> <td>6 か所</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	5 か所	5 か所	7 か所	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	5 か所	5 か所	6 か所
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度												
5 か所	5 か所	7 か所												
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度												
5 か所	5 か所	6 か所												
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。	現在、市内の公立保育所9園、私立保育園1園、私立認定こども園2園、地域型保育事業1か所において、事業を実施しています。 令和3年度と令和4年度に認定こども園の開園に伴う公立保育所の統廃合を行うため、実施か所の減少を見込んでいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13か所</td> <td>13か所</td> <td>12か所</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	13か所	13か所	12か所						
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度												
13か所	13か所	12か所												

事業名	事業内容	確保方策									
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">病児保育事業</p>	<p>病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。</p>	<p>現在、市内にある内科医院内において1日4人を定員で病児・病後児保育を実施しています。 今後は、子育て中の保護者へ事業の啓発・周知を図るとともに利用しやすいサービスの構築に努め、利用者の拡大を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="813 660 1439 757"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か所</td> <td>1か所</td> <td>1か所</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	1か所	1か所	1か所			
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度									
1か所	1か所	1か所									
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)</p>	<p>保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)に対して、放課後に小学校の余剰教室や児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p>	<p>今後も利用者の増加が想定されることから、令和2年度に実施か所の増加を見込んでいます。 新・放課後子ども総合プランの推進にあたっては、学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組みます。 障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。</p> <table border="1" data-bbox="813 1238 1439 1467"> <thead> <tr> <th>令和元年度(現状)</th> <th>令和2年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学童クラブ 19か所</td> <td>学童クラブ 20か所</td> <td>学童クラブ 20か所</td> </tr> <tr> <td>放課後子ども教室 6か所</td> <td>放課後子ども教室 7か所</td> <td>放課後子ども教室 9か所</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度	学童クラブ 19か所	学童クラブ 20か所	学童クラブ 20か所	放課後子ども教室 6か所	放課後子ども教室 7か所	放課後子ども教室 9か所
令和元年度(現状)	令和2年度	令和6年度									
学童クラブ 19か所	学童クラブ 20か所	学童クラブ 20か所									
放課後子ども教室 6か所	放課後子ども教室 7か所	放課後子ども教室 9か所									
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">実費徴収に係る補足 給付を行う事業</p>	<p>世帯の所得の状況や多子世帯等、市町村が定める基準に該当する保護者に対し、「日用品、文房具等の購入に要する費用」や「食事の提供に要する費用」を助成する事業です。</p>	<p>①日用品、文房具等 国や近隣の市町村の動向をみながら、実施の検討をします。</p> <p>②食事の提供 新制度未移行幼稚園の利用者及び園児が小学校3年生以下で数えて第3子以降にあたる場合等に副食費の助成を実施します。</p>									
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">多様な主体が本制度 に参入することを 促進するための事業</p>	<p>多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。</p>	<p>国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。</p>									



分野別施策の推進

本計画では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「子育て支援」に重点をおいた各施策の推進に努めていきます。



1 地域における子育て支援の充実

- 1 保育サービスの充実
 - 障害児保育事業
 - 乳児保育の実施
 - 民間保育サービスの活用の促進
- 2 子育て支援のネットワークづくり
 - 地域の力を生かした子育て支援
 - 地域未来塾事業 **新規**
 - 子育て支援サービスに関する情報提供
 - 家庭児童相談事業
- 3 経済的支援の充実
 - 保育所保育料の減免
 - 児童手当の支給
 - 子ども医療費の助成

2 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

- 1 子どもや母親の健康の確保
 - 母子健康手帳等の交付
 - 産後ケア事業 **新規**
 - 産前産後サポート事業 **新規**
 - ママ・パパ教室の開催
 - 妊産婦訪問
 - 乳幼児訪問指導の実施
 - 乳幼児健康診査の実施
 - 乳幼児健康相談の実施
 - 乳幼児発達支援の充実
 - 歯科健康診査等の実施
- 2 食育の推進
 - 離乳食指導
 - 保育所給食の推進
 - 学校給食の推進
 - 健康生活推進員の活動
- 3 小児医療体制の確保
 - 地域医療体制の整備
 - 休日・夜間医療体制の整備
 - 二次救急医療体制の整備

3 子育てを支援する環境の整備

- 1 職業生活と家庭生活との両立の支援
 - 男女の働き方の意識の是正
 - 仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進
- 2 子育て世帯にやさしい生活環境の整備
 - 子育て世帯にやさしい公共施設等の整備
- 3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - 防犯講習の実施

4 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- 1 児童虐待防止対策の充実
 - 要保護児童対策地域協議会の運営
 - 虐待の発生予防
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ひとり親家庭等の自立・就業支援
 - 児童扶養手当の支給
 - 優先入居制度の活用
- 3 障害児施策の充実
 - 自閉症及び乳幼児の発達障害への対応
 - 特別児童扶養手当の支給
 - 身体障害児補装具給付事業の実施
 - 障害児日常生活用具給付事業の実施
 - 障害児介護給付費及び障害児通所支援事業費等の支給
 - 特別支援教育の推進
 - 障害児の生活支援ネットワーク化の推進



計画の推進にあたっての役割分担と連携

計画の推進にあたっては、すべての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、NPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、また市民のみなさまのご協力を得ながら、施策を推進していきます。

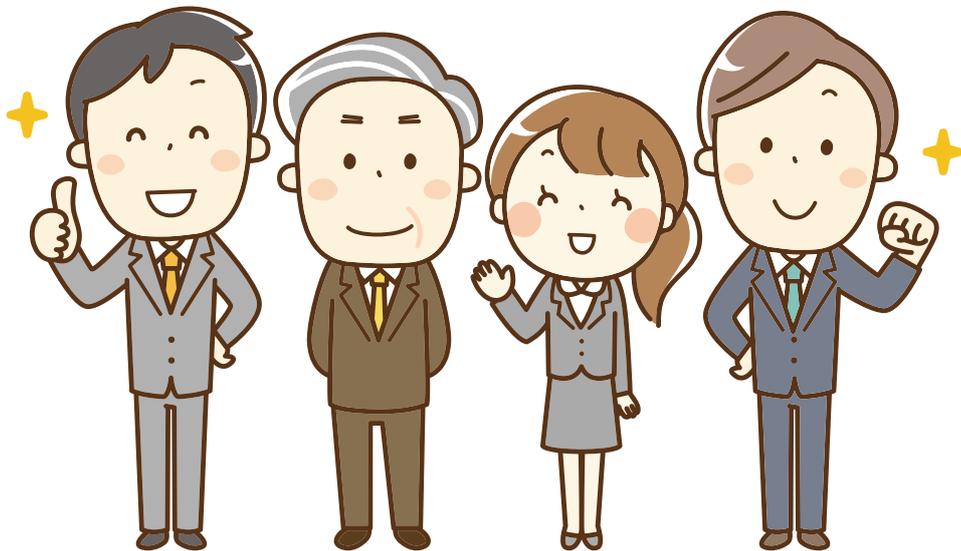
✿ 計画の進行管理 ✿

● 推進状況の点検・公表の方法

本計画は、子育て支援課を主管課に関係各課の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取り組みに生かしていきます。

● 推進状況の公表

本計画の推進状況は、毎年度、市民のみなさまに対して、市のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。



第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年 3月

茂原市 福祉部 子育て支援課

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

電話 0475-20-1573

FAX 0475-20-1610

